

災害警戒時の連絡体制整備

(平常時・災害警戒時にかかる連絡体制時の確保)

【備える】

【内容】

ダム、頭首工、幹線排水路等について洪水警戒が必要な施設を管理する土地改良区によって作成されており、連絡体制の整備だけではなく、施設パトロール、施設点検、ダム放流を行う場合の警報活動フロー図、警報活動要領の作成等も含まれる。

○災害警戒時連絡体制表に掲載する内容の例（ダム管理）

①関係者、関係機関の連絡系統図の作成

- ・土地改良区職員、国機関（琵琶湖河川事務所）、県機関（田園振興課、土木事務所）市役所、警察署、消防署

②ダム等の警報活動フロー図

- ・大雨や洪水に関する情報の収集、流入量の予測、放流の可否検討、警報車による河川巡視等のフロー図

③警報活動要領の作成

- ・警報車による警報活動の留意点の整理

○洪水警戒時連絡体制（幹線排水路管理）

①洪水時に水位確認や堰板の状況確認を行う地点を決めておく。

- ・大雨洪水注意報が発令された場合、重点的に確認を行う。

②幹線排水路沿線の集落の代表者の連絡体制を整備

- ・現地確認の結果、洪水の恐れがある場合沿線集落へ連絡を行う。

【効果】

- ・連絡体制図だけでなく、警戒活動要領や活動フローを作成し、効率的かつ効果的な警報活動ができるよう体制を整備されている。